

◎三陸鉄道運営助成基金条例の一部を改正する条例（条例第1号）

1 東日本旅客鉄道株式会社からの移管協力金等を新たに基金に積み立て、三陸鉄道により旅客を運送する事業の運営に必要な費用に対する補助等に要する経費の財源に充てるため、所要の改正をすることとした。（第1条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）